

# 生涯学習センターの利用について

営利を目的とした団体・個人の利用や、金銭を集めて利用をする場合などは、**利用料金が 2.5 倍の利用に該当する場合があります**。申し込みは、**使用期日の属する月の 2 か月前の 15 日以降**からです。

生涯学習センターの利用に係るセルフチェックシートの内容で、確認します。

○原則、利用申請ごとに利用料金 2.5 倍の利用に当てはまるかどうか確認させていただきます。ただし、継続的にセンターをご利用いただいている利用者さまは、セルフチェックシートの継続保管により、利用申請ごとの記入を省略することができます。

⇒グループの代表者の交代や活動内容に変更があった場合、随時セルフチェックシートの更新をお願いします。

⇒記入から相当期間経過した場合、セルフチェックシートの更新をお願いすることがあります。

**【よくある質問】 どんな費用を集めるときに、利用料金が 2.5 倍の利用になるの？**

⇒どのような名称かではなく、費用の性格で判断します。

- ・会費……………グループに所属する特定の会員（メンバー）から徴収し、グループで管理し、グループ運営のために消費する費用のこと。
- ・原材料費……調理実習の食材や工作の材料など、本人が消費する材料に充てることが容易に確認できる費用のこと。
- ・会費と原材料**以外**の費用を徴収する場合、**利用料金が 2.5 倍の利用**となります。  
 ☆部屋代や講師謝金の弁償に充てるなど、利益を上げることを目的としていなくとも、不特定の来場者から金銭を募る場合、いかなる名称であっても利用料金が 2.5 倍の利用となります。  
 ☆資料代は、紙代に加え原稿料の性格をもった費用が含まれる場合があり、客観的な価格の判断が難しいため、原材料費には含みません。

**利用料金が 2.5 倍になる法人一覧例**（法人税法別表第 1 及び別表第 2 に掲げる法人以外）

い	一般財団法人(非営利型以外)	し	社会保険労務士法人	ち	中小企業等協同組合(事業協同組合・連合会、事業協同小組合・連合会、信用協同組合・連合会)
	一般社団法人(非営利型以外)		商工組合・連合会(出資)		
	医療法人(社会医療法人以外)		商店街振興組合・連合会		
か	株式会社		消費生活協同組合・連合会	と	投資法人
	株式会社設立の学校		信用協同組合・連合会		特殊会社
	監査法人		信用金庫・連合会		特定目的会社
き	共済水産業協同組合連合会		森林組合・連合会		土地家屋調査士法人
	行政書士法人	す	水産加工業協同組合・連合会		特許業務法人
	漁業協同組合・連合会	せ	生活衛生同業組合・連合会(出資)	な	内航海運組合・連合会
	漁業生産組合		生活衛生同業小組合	の	農業協働組合・連合会
こ	合資会社		生活協同組合・連合会		農事組合法人
	合同会社		生産森林組合		農林中央金庫
	合名会社		税理士法人	へ	弁護士法人
し	事業協同組合・連合会		船主相互保険組合	ゆ	有限会社
	事業協同小組合・連合会	そ	相互会社		輸出組合(出資)
	司法書士法人	た	たばこ耕作組合		輸出水産業組合
					輸入組合(出資)
				ろ	労働金庫・連合会

